役員報酬規定

（目的）

第１条 この規定は、特定非営利活動法人スペースふう（以下「この法人」という。）の定款第１９条に基づき、この法人の役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）報酬とは、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。

（３）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費､旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬の支給）

第３条 代表権を有する理事長は、役員報酬を不支給とする。

２ 役員報酬額は理事会で決定する。

（報酬の支払い日）

第４条 報酬は毎月翌月 10 日に支払う。但し、支給日が金融機関の休日にあたるときはその前日に繰上げて支払う。

（報酬等の支払方法）

第５条 役員報酬は当該理事の指定する銀行等の当該理事の預金口座への振り込みにより支払うこととする。

（費用）

第６条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

（改定）

第７条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

（補則）

第８条 この規程の実施に関し必要な事項は､理事長が理事会の承認を得て、別に定めるも

のとする。この規定の実施に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

附則
この規定は平成 25 年 9 月 26 日付をもって施行する。
平成２７年４月１日一部改正
平成２８年４月１日一部改正
令和２年５月２８日一部改正
令和３年３月２５日一部改正（令和３年３月２５日理事会決議）
令和３年５月１２日一部改正（令和３年５月１２日理事会決議）
令和６年５月１５日一部改正（令和６年５月１５日理事会決議）
令和７年４月７日一部改正（令和７年４月７日理事会決議）